

議会第2号議案

大村市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月20日

議会運営委員会委員長 山北正久

大村市議会議長 村崎浩史 殿

(提案理由)

委員会が必要に応じて分科会を設置することができるよう、この改正案を提出するものである。

大村市議会会議規則の一部を改正する規則

大村市議会会議規則（平成19年大村市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第75条の次に次の1条を加える。

（分科会）

第75条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会を設けることができる。

附 則

この規則は、公布の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される議員の任期の始まる日から施行する。

大村市議会会議規則（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(分科会) 第75条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会を設けることができる。</p>	